

岐阜県公共建築課設計業務等積算基準等の改定の概要

○改定概要

「岐阜県公共建築課設計業務等積算基準及び同要領」は、岐阜県都市建築部公共建築課の発注する設計・工事監理業務等の委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を、国の定める「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」及び「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」に基づき定めたものである。

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」が業務報酬基準の改正と実態調査の結果から令和6年1月9日付けで改定されたことに伴い、「岐阜県公共建築課設計業務等積算基準及び同要領」についても見直しを行うこととする。

○主な改定点

◎業務量の算定方法（算定式・算定係数等）の見直し

①新築設計業務・新築工事監理業務

国基準の改正に伴い、改定後の略算表に対応した算定方法へ見直した。

②改修設計業務

図面1枚当たりの所要工数（業務人・時間数）を見直した。

建築 [改定前] 12.540 → [改定後] 13.567 8.2%上昇

設備 [改定前] 9.357 → [改定後] 10.233 9.4%上昇

③積算業務

「実施設計業務の業務量」に対する「積算業務の業務量」の割合を見直した。

- ・新築設計業務における積算業務の場合

[改定前] 実施設計業務量×0.2 → [改定後] 実施設計業務量×0.25

◎諸経費率（業務報酬基準に基づき設定）及び技術料等経費率は変更なし。

○改定日と適用日（予定）

- ・改定日 令和6年3月29日
- ・適用日 令和6年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う業務について適用
なお、令和6年3月31日以前に指名通知又は入札公告を行った業務については、従前の例による